

アマーレブランドパートナー資格取得申請書

ブランドパートナー登録に関わる注意事項と個人情報の利用目的

アマーレブランドパートナー候補者は、下記を熟読し、内容に同意いただいたうえで、アマーレブランドパートナー資格取得申請書(以下「資格取得申請書」)を記入してください。資格取得申請書をアマーレに提出し、コピーして保管してください。法人登録の場合、登記簿謄本の提出が必要です。

〈サインアップについて〉

- ① サインアップとは、ブランドパートナー候補者が、資格取得申請書の提出をもって申請を行うこと、およびその方法です。
アマーレグローバルジャパン株式会社(以下アマーレ)が、必要事項を漏れなく記入された情報を受け取り、ウェルカムキットの発注を確認し、登録を承認した後、ウェルカムキットをブランドパートナー登録住所に送付した時点で、登録の効力が発生します。
- ② ブランドパートナー候補者は、スポンサーから概要書面一式(概要書面ならびに資格取得申請書)を無償で受け取り説明を受け、ブランドパートナー規約、コンペンセーションプランおよび資格取得申請書その他に記載されている契約内容、条件等をすべて熟読し、理解していただく必要があります。
- ③ 登録申請時には特定負担としてウェルカムキット3,000円(税込)の購入が必要です。また、登録時にウェルカムキット代金が含まれたウェルカムバックのいずれかひとつを購入することができますが、このバックの購入は義務ではありません。ウェルカムバックは登録申請時のみ購入が可能です。登録完了後のご注文はお受けしかねます。
- ④ ブランドパートナーは、氏名その他アマーレが指定する事項を記入した解約届をアマーレに提出することにより、いつでも任意に登録にかかる契約を解除することができます。(クーリングオフについては下記参照)なお、解除の効力はアマーレが解約届を受領した日に発生します。

〈サインアップの際の注意事項〉

- ① サインアップは、必ずブランドパートナー候補者本人が行い、登録内容は正確に記入してください。登録内容の変更や修正は、所定の書式をもって、アマーレに遅滞なく通知しなくてはなりません。登録承認後に、不正確、または虚偽の内容その他承認を拒否することのできる事由があることが判明した場合、アマーレは即時に当該登録にかかるすべての契約を解除することができます。
- ② 登録申請時には、資格取得申請書と公的本人確認書類の写しの提出が必要になります。提出されない場合、ボーナスおよびコミッションは支払われません。ブランドパートナー候補者が外国籍の場合は、登録の申し込みと同時に日本国内においてブランドパートナー活動が認められている在留資格であることが確認できる書類の提出が必要となります。なお、アマーレへ当該書類が到着しない場合は、ブランドパートナーとしての権利行使を停止することがあります。

〈個人情報の利用目的〉

個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範に従い、アマーレが取得した個人情報は以下の目的で利用いたします。

- ① ブランドパートナーおよび一般消費者との契約の締結および契約後の管理
- ② ブランドパートナーへの製品、刊行物等の配送、ボーナス支払い等の提供
- ③ 製品やサービス等をより充実させるための分析
- ④ ブランドパートナーや一般消費者からの意見、要望、相談内容等の記録、管理、および対応
- ⑤ アマーレが必要と判断する範囲内において、ビジネス活動の円滑化、活性化等を目的とした、ブランドパートナーの販売実績、製品購入履歴等の情報の、アップラインブランドパートナーへの提供
- ⑥ 裁判所、警察、またはこれに準じた権限を有する機関からの照会に対する提供
- ⑦ アマーレの業務委託先の事業者へ、必要な範囲内においての預託

上記事項を含め、アマーレの「概要書面」をご確認ください。

クーリングオフ ※ブランドパートナー用(詳しくは「概要書面」をご確認ください。)

ブランドパートナーが「契約書面」を受領した日、または購入した製品の最初の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から起算して20日以内は、書面または電磁的記録(Eメール等)により無条件に会員契約を解除することができます。前述にかかわらず、クーリングオフについて不実告知または威迫されたことで、誤認または困惑をしてクーリングオフ期間にクーリングオフを行わなかった場合、アマーレから改めてクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して20日以内に、会員契約を解除することができます。クーリングオフの効力は、会員契約解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知を発信したときに生じます。製品の引き渡しができなくなっているときは、その製品の引き取りに要する費用はアマーレが負担します。また、製品代金等が支払われているときは、速やかにその代金の返金を受けることができます。

なお、クーリングオフにより会員契約を解除した場合、解除に伴う損害賠償、違約金等は発生しません。

※クーリングオフは書面又は電磁的記録による通知により行う必要があります。申込日、ブランドパートナー ID、氏名、住所、電話番号および会員契約を解除する旨を記入し、アマーレまで送ります。

※郵便を利用する場合、特定記録郵便または簡易書留を利用されることをお勧めします。